

市町村等における居住・生活に対する支援について

平成29年10月

北海道農業担い手育成センター

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
1	岩見沢市	新規就農サポート事業	概ね18歳から45歳での市内に住所を有する新規学卒者、Uターン者、新規参入者。ただし、新規学卒者、Uターン者は、 (1)、(2)のみ	新規就農に必要な農業知識又は技術習得するための各種研修受講等に関する支援 (1) 短期研修支援：基礎的農業知識・技術及び経営能力の取得を図るため、北海道農業大学校等での研修経費を助成（1研修当たり6万円を限度とし、対象期間は研修中及び就農後3年以内） (2) 就農進学支援：農業経営に必要な知識を習得するために北海道農業大学校等に進学する経費を助成（進学するための経費として年額12万円を限度とし、最大4年間。※学校教育法による大学、短期大学、専門課程を有する専修学校のうち、農業に関する学科） (3) 就農技術習得支援：就農に必要な技術や経営能力等の習得のための支援金として助成（月額10万円 実践的研修期間内で2年以内） (4) 家賃助成支援：実践的研修中の家賃助成（家賃の2/3以内、月額3万円限度。実践的研修期間内で2年以内）		岩見沢市新規就農サポートセンター （市役所農政部農務課農業経営係（2階7番窓口）担当） 電話：0126-23-4111 （内線 261又は268） Eメール： noumuka@i-hamanasu.jp HPアドレス： http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/i/kaku/ka/shinkisyunou/index.html
		新規参入支援事業	経営開始年齢が概ね20歳から47歳で岩見沢市内に居住し岩見沢市の実践的農業研修を経て独立就農する人。 ただし、(5)、(7)は新規学卒者及びUターン者を含む。	就農初期の支援 (1) 経営安定支援：農業経営開始時の運転資金として助成（月額10万円、経営開始から2年間） (2) 農用地取得支援：農用地取得費用を助成（取得価格の20%以内、150万円を限度。経営開始から5年以内とし1回限り） (3) 農用地賃借料支援：農用地賃借料の助成（賃借料の50%以内20万円を限度。営農開始から5年間） (4) 公租公課相当額支援：固定資産税相当額の助成（営農開始時において取得した農地及び農業の用に供する施設に課される固定資産税相当額。3年間） (5) 住宅取得等支援：就農生活の拠点となる住宅の確保（住宅購入、増改築費の50%以内とし、50万円を限度。就農後5年以内とし、1回限り） (6) ビニールハウス等導入支援：ビニールハウス資材、農業機械・器具の導入費用の助成（費用の50%以内とし、100万円を限度。就農後5年以内とし、1回限り） (7) 圃場整備支援：圃場整備（暗渠、明渠、客土、レーザーレベルによる均平等）に要する費用の50%以内とし、100万円を限度。就農後5年以内とし、1回限り）		

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
2	三笠市	新規就農者等誘致特別対策事業(実践研修奨励金)	就農計画の認定を受け、市内において農業研修を行い、借家等に居住し、家賃を支払っている就農研修生	家賃の2分の1以内(月額1万円を限度とする。)【2年以内】	要相談	三笠市役所農林課農林係 01267-2-3996
		新規就農者等誘致特別対策事業(経営安定奨励金)	就農計画の認定を受け、市内において就農したと認められ、経営開始時に農地・農業用機械設備を取得した又は2年以内に市内で住居を取得した新規就農者。(農地の取得は原則2ha以上)	取得額の2分の1以内(100万円を限度とする。)【いずれか取得時1回限り】		
3	滝川市	新規就農者確保対策	滝川市新規就農者確保対策協議会により新規就農実習者と認定された者(18歳以上45歳未満)	①営農実習期間家賃補助金～研修※期間中(2年以内)、月額2万円を上限として、家賃の1/2を助成 ②営農実習期間活動補助金～農業経営のための研修活動等に要する経費として、研修※期間中(2年以内)、月額4万円を上限に助成 ※ 協議会が策定する研修プログラムに基づく研修		滝川市産業振興部農政課 農政担い手育成係 TEL: 0125-28-8033 HP: http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/230keizai/06nousei/
4	深川市	新規就農者確保対策事業	本市において、農外から新たに就農しようとする20歳から40歳までの者で、要綱に掲げる研修等を行なった後、就農し、就農後5年以上営農を続ける者(3親等以内の親族もとでの就農は除く)	○新規就農予定者の研修期間中における住宅の無償貸与 ○新規就農予定者の就農確定時における就農支援資金の助成 ・農業経営する者 200万円 ・農地保有適格法人の構成員となる者 100万円又は出資額のいずれか低い方の額 ○受入農家に対する指導謝金の助成 市とJAより年間で108万円を最大2年間支給		農政課農政係 TEL0164-26-2255

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
5	南幌町	新規就農者支援事業 (住宅賃貸)	農業研修生及び新規就農者	対象者に対して町が所有する新規就農者支援住宅を賃貸する。 ①家賃：12,000円 2戸 ②家賃：17,000円 2戸	①満室 ②1戸空室	産業振興課農政グループ TEL 011-378-2121 【HPアドレス】 http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/
6	長沼町	新規参入農業者誘致等特別対策事業	就農研修者	居住場所の使用料に対し、24月を限度に1月当たり15千円を助成。		長沼町産業振興課 Tel 0123-88-2111 http://www.maoi-net.jp/
7	月形町	月形町新規就農者等誘致促進事業	1年以上3年以内の期間で農業実習を受ける町が認めた新規就農実習者及び認定新規就農者で且つ町が認めた新規就農者	①農業実習を開始してから3年以内に就農に必要な研修に要する費用として20万円以内の額を奨励金として交付 ②就農してから1年以内に農用地の利用権を設定した場合は、1年分の賃借料又は50万円を超えない額の範囲内で、いずれか低い方の額を奨励金として交付 ③就農してから3年以内に次の農業用施設等を取得した場合は、取得価格の25%以内又は250万円を超えない額の範囲内で、いずれか低い方の額を交付 助成対象…農業用倉庫及び保冷库、トラクター及び付属備品、ハウス資材及び付属備品、農業用管理に使用する除雪機 ④就農予定日前1年以内及び就農した日から5年以内に住宅の新築及び住宅を増改築する場合は、事業費の50%以内又は70万円を超えない額の範囲内で、いずれか低い方の額を交付	募集期間：6月1日～11月30日 募集人数：1世帯	月形町産業課農政係 0126-53-2322 http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/
8	新十津川町	住宅確保支援	18歳以上50歳以下の新規就農者（経営者と同居する場合を除く）	研修期間中、公社事業区域内において賃借料2万5千円以上の借家等に1年以上居住するとき、2年を限度に月額賃借料の1/2（上限1万5千円）を助成		一般財団法人 ピンネ農業公社 TEL：0125-72-2022 FAX：0125-76-4102 HP http://www.pinne-kousya.jp/contact.html
		就農住宅取得・増改築支援	就農研修等（他市町村実施のものでも可）を終了した20歳以上50歳以下の新規就農者（経営主の農業専従者となる者を除く）	就農予定日前6カ月以内又は就農後5年以内に住宅の新規購入（中古住宅を含む）又は増改築等をするとき、要した費用の1/2（限度額50万円）を1度に限り助成		

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
9	北竜町	北竜町新規就農者誘致特別措置事業	<p>新規就農予定者（北竜町内において新たに農業を営もうとする者で、農業に2年以上就労した経験が無く、心身共に健康で原則として経営責任者の年齢が22歳以上45歳未満の者）</p> <p>新規就農者（上記の新規就農予定者が、実践的な農業研修を原則1年以上行い、営農計画書その他必要事項を記載した認定申請書の認定を受けた者であり、本町内において農業経営を開始する者）</p>	<p>○農業研修期間に新規就農予定者を受入れ、営農技術等を指導した農家に対し、月額10万円を営農実習支援助成金として交付</p> <p>○農業研修期間に新規就農予定者が借り受けた住宅の家賃に対し、月額1万円を限度として、1/2の額を住宅家賃助成金として交付ただし、国又は道等から同様の助成を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>○農業経営基盤強化促進法により、農地の賃借期間の内、5年間に係る賃借料の1/5を交付する。</p> <p>○農用地等を取得するため最初に借入した各制度資金に対し、1/10の額の補助金を交付する。（250万円限度）</p> <p>○農用地取得後、最初に賦課された固定資産税の額を限度として3年間交付する。</p> <p>○制度資金の借入額の利率2.0%を超える部分を5年間交付する。（2,000万円限度）</p> <p>○住居用住宅の修繕増改築助成金1/5の額を交付する。（250万円限度）</p>		<p>北竜町役場 産業課農業担い手係 Tel 0164-34-2111 http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp</p>
10	沼田町	沼田町農業新規参入推進事業	<p>心身ともに健康で沼田町において就農または農業従事者になる事を希望されている方</p> <p>・年齢:概ね22歳以上40歳未満</p> <p>・研修期間:最長2年間</p>	<p>(1)研修手当:月額75,000円/世帯(最長2年間)</p> <p>(2)住宅料支援:月額12,000円上限</p> <p>(3)その他研修支援補助 研修ハウス借上料:年額100,000円上限・傷害保険料等研修上必要と認めた費用の一部を支援補助する。</p> <p>(4)就農支援:新規参入者から研修終了後1年以内に提出される農業次世代人材投資事業の給付に係る規定に基づく「就農状況報告」の内容に基づき就農支援金を助成 ①独立・自営就農 500,000円/世帯 ②雇用就農 100,000円/世帯 ③農業後継者 50,000円/世帯</p> <p>(5)沼田町再生協議会等農業関係組織及び団体による研修中・研修後の指導・助言等のフォローアップ</p>		<p>沼田町農業再生協議会 (事務局:沼田町農業商工課) 電話:0164-35-2114 FAX:0164-35-2393 E-mail: nougyou@town.numata.lg.jp HPアドレス: http://www.town.numata.hokkaido.jp/</p>

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
11	石狩市	農漁業に担い手支援助成事業	就農後5年間	農地の賃借料の1/2以内・家賃の1/2以内（最大20,000円/月）助成		石狩市農業総合支援センター 竹内 Tel 0133-66-3345
12	島牧村	（住宅等の新・増・改築及び取得費支援金）	新規就業者 Uターン等就業者 産業就業者	・100万円を上限に経費、取得費の2分の1補助		島牧村役場農林課 TEL：0136-75-6217
		（家賃対策支援）	新規就業者 Uターン等就業者 就業研修者	・2年間2万円を上限に家賃の2分の1補助		
		（新規就業用用地等賃借料支援金）	新規就業者	・就業から5年間上限5万円で家賃の2分の1補助		
13	蘭越町	研修農場研修生住宅助成	研修農場研修生（40歳未満）	蘭越町研修農場研修生へ町営住宅等を斡旋、その家賃の1/2以内（月額15,000円を上限）を助成		蘭越町農林水産課 0136-57-5111 http://www.town.rankoshi.hokkaido.jp/

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
14	ニセコ町	元気な担い手育成事業	新規就農者及び農業後継者 ※農業大学校等の研修機関以外の研修を受けている場合はニセコ町内で最低2ヵ年の実践を要します。	①新規就農資金 1 資金の用途 就農の開始時に必要となる各種資格の取得費、必要機械器具の取得費、居住拠点の確保費用等 2 融資限度額 1,000千円（1回限り） 3 金利 無利子 4 償還期間 10年以内（据置期間を含む） 5 据置期間 5年以内 6 償還方法 年賦償還 7 償還免除 就農期間5年超過後 ②農業者育英資金 1 資金の用途 指定された教育機関における修学に必要な授業料、教材費、調査研究費等 2 融資限度額 300千円／年（最大4年間） 3 金利 無利子 4 償還期間 10年以内（据置期間含む） 5 据置期間 7年以内 6 償還方法 年賦償還 7 償還免除 卒業後の就農期間3年超過後		ニセコ町役場農政課農政係 TEL：0136-44-2121
15	余市町	余市町新規就農者農業研修家賃助成事業	新規就農希望者	新規就農者の円滑な研修を支援するため、家賃の2分の1以内月額10,000円を限度として家賃の助成を行う		余市町経済部農林水産課農政振興係
16	伊達市	新規就農者受入推進事業	新規就農研修生 ※但し、伊達市農業担い手育成センターが認定した施設野菜研修プログラムに則した研修を行う者に限る。	1. 伊達市就農支援給付金（生活支援） ・月10万円の生活資金を給付。 ・支援期間は最長2年間。 2. 伊達市就農支援給付金（住宅支援） ・家賃から自己負担額（1万5千円）を差し引いた額を給付。 ・支援期間は最長2年間。	募集期間：随時 募集人数：年3名程度	伊達市経済環境部農務課農政係 Tel:0142-23-3331 mail:noumu@city.date.hokkaido.jp ホームページ http://www.city.date.hokkaido.jp/hotnews/detail/00004460.html 伊達市農業協同組合営農指導課 Tel:0142-23-2181 ホームページ http://www.ja-dateshi.or.jp/

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
17	豊浦町	新規就農支援事業	新規就農者（農業後継者、新規参入者、Uターン等）20歳以上65歳未満	<p>就農前資金貸付</p> <p>1. 20歳以上55歳未満原則1年間（最大2年間）1人月額10万円、妻帯者20万円を無利子貸し付ける。（5年以上就農で免除有）</p> <p>就農開始助成</p> <p>2. 就農時における農地の（購入・賃借）確保、幹旋、賃貸料に対するの助成。固定資産税額の1/2を限度とし、5年間助成。</p> <p>3. 住宅の幹旋と貸家料限度額1万5千円の1/2を5年間助成。</p> <p>4. 農用地・農業施設・機械等の取得及び家畜の導入に関する経費を経営開始から3年間の合計500万円を限度額とし、その1/2を助成。</p> <p>5. 45歳以上65歳未満の新規就農開始後5年間1人当たり年間60万円、夫婦で年間90万円営農支援助成をする。</p> <p>経営継承助成</p> <p>6. 20歳以上55歳未満の農業後継希望者及び第3者農業後継希望者で、研修期間中2年間1人当たり150万円、夫婦で年間225万円給付する。ただし、国の次世代人材投資事業（準備型）と重複できない。 ・研修終了後1年以内に就農。1戸1法人以外は対象外。親元での研修も対応。受入先と雇用関係を結んでいないこと。 第3者経営継承奨励助成</p> <p>7. 60歳以上の第3者農業経営移譲者に対して継承後奨励金120万円を交付する。1戸1法人は対象外。</p>		<p>農政振興課 農政係</p> <p>URL</p> <p>https://www.town.toyourahokkaido.jp/</p>
18	安平町	新規就農者招致育成事業	就農研修生	<p>・就農研修生奨励金</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅料の1/2以内（上限15,000円）</p> <p><input type="checkbox"/> 特別研修受講費の10/10</p>		<p>安平町役場 農林課 農政・畜産グループ 代表 0145-22-2511 直通 0145-22-2515（内線251）</p> <p>http://abira-ninaite.jp/</p>
19	日高町	日高町新規就農促進対策事業	就農研修者及び新規就農者	<p>経営開始3年間、農業経営に必要な経費の1/2を補助。年間限度額100万円。</p> <p>新規就農のための研修に係る経費を最長2年間補助。</p> <p>研修生 家賃の1/2補助。限度額20,000円。研修補助月額50,000円。</p>		<p>日高町 農務課 TEL 01456-2-6185 http://www.town.hidakahokkaido.jp/</p>

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
20	新冠町	農業支援員制度	新規就農希望研修者（地域おこし協力隊として活動出来る者）	3年間の研修制度による就農サポートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・報償費167,000円／月、配偶者13,000円／月、扶養者6,500円／月 ・車両借上30,000円／月、家賃補助30,000円／月、通信費補助5,000円／月 ・作業着、長靴等の給付 ・農業大学等の研修費、大型免許等の取得費全額助成 	毎年度2名程度募集	産業課産業グループ農産係 TEL0146-47-2183 http://niikappu.jp
		担い手育成支援対策事業	新規就農者（18歳以上50歳未満の個人）	<ul style="list-style-type: none"> ・営農に必要となる農地、農業用施設、農機具、住宅等の取得及び研修費用に対し補助率1/2以内（上限500万円） ・農業支援員卒業生が新規就農する場合に就農支度金100万円 ・農家子弟が新規就農し、大特免許等を取得した場合に、所得費用の1/2助成（限度10万円） 		
21	様似町	様似町農業支援事業	新規就農者	①特産品等奨励事業 ・苗購入代1/2補助 ②優良肉用繁殖素牛貸付事業 ・2頭以内 上限85万円 ③新規導入乳牛購入費助成事業 ・2頭以内 1/2以内補助 上限25万円 ④新規参入者就農促進対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・借家等の住宅料 実費支給 上限4万円 ・交通費 月額2万円（研修地が町外の場合 24カ月以内） ・傷害保険料 10/10以内 ・研修資金 45歳以上65歳未満 月額8万円（24カ月以内） ⑤優良肉用繁殖後継牛保留奨励金事業 <ul style="list-style-type: none"> ・1頭につき 3万円 		様似町役場産業課農務係 0146-36-2113 sangyouka@samani.jp

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
22	旭川市	新規就農確保・育成対策事業	農業研修生	<ul style="list-style-type: none"> ・研修期間中の賃貸住宅家賃の半額補助（月額2万5千円上限，最長2年間） ・研修2年目の実践研修ハウスの設置 		旭川市農政部農政課 経営支援係 〒070-0034 旭川市4条通9丁目 朝日生命ビル4F TEL 0166-25-7417 FAX 0166-26-8624 Mail nousei@city.asahikawa.hokkaido.jp http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/374/378/p005484.html
23	名寄市	新規就農者等支援事業		研修期間の家賃に係る経費・・・月額夫婦5万円、単身3万円（3年以内）ただし、農業次世代人材投資資金の対象でない場合は1万円		名寄市経済部農務課農政係 TEL01655-3-2511 FAX01655-7-8080
24	鷹栖町	新規就農者確保対策事業	18歳以上45歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・就農後3年間20万円/年を補助 ・研修期間中から就農後2年間まで家賃の1/2助成（上限2万円/月） ・資格取得に係る費用の1/2以内の助成 ・受入農家に対して10万円/月/人（2人の場合は15万円） 		産業振興課農政推進係・ 農業振興係 http://www.town.takasu.hokkaido.jp/

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
25	当麻町	アグリサポート事業	対象：1ターン研修生 要件：町内に就農を希望し、北海道農業次世代人材投資事業実施要領により準備型の研修計画の承認を受けた者であること。研修開始時に20歳以上46歳未満の者で、町内で1年以上農業研修を行うこと。町内に住所を有し、助成の対象となる借家等の居住期間が3カ月以上であること。租税公課を完納していること。	家賃の2分の1以内、ただし月額2万円が補助金の限度額。また、最大適用期間は、研修期間内で連続の2年間。		当麻町農業振興課農政係 TEL：0166-84-2123 http://www.town.tohma.hokkaido.jp/nougyouninaiite/
26	比布町	新規就農者 参入支援事業	新規就農者 15歳以上46歳未満 ※認定申請書の提出後、町長が認定 (営農計画書添付)	①実践的事前農業研修…営農技術の習得及び指導に対する経費を補助 ・期間…1か月以上2年未満 ・措置…研修者、受入農業者それぞれに100,000円/月を限度に補助 ※ただし、40時間/週以上農業研修に従事すること ②居住支援…比布町に居住した新規就農者の家賃又は室使用料に対し補助 ・期間…2年を限度 ・措置…家賃又は室使用料の1/2以内を補助 ※ただし、15,000円/月限度 ③営農準備資金利子補助…農業経営に必要な農用地又は機械、施設を導入するため借入れた資金に対し利子補助 ・借入限度額…3,500万円 ・措置…貸付利率の1.5%を5年間補助		比布町役場 産業振興課農政係 (比布町農業協同組合内 農業対策室) TEL:0166-85-4011
27	愛別町	愛別町産業後継者就業等 支援給付金	農業後継者及び新規就農者 で45歳未満の者	・後継者定着給付金：継続して就農するための定着助成として、最大2年間（4回）の給付をする。 1回 150,000円 ・後継者定住促進給付金：町内での定着を図る者について、定住促進のため住宅等の家賃に対する最大2年間（4回）の助成をする。 年2回（1回6か月分） 月額家賃の1/2相当額（限度額10,000円） ・後継者祝い金：結婚した場合、結婚祝い金を支給する。 1回限り 80,000円		愛別町産業振興課 Tel:01658-6-5111

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
28	美瑛町	長期農業研修生家賃助成事業	長期農業研修生	民間アパート等に入居する長期農業研修生の月額家賃の3万円を超える額について助成		(一財)美瑛町農業振興機構 http://biei-agri-kikou.or.jp/
29	上富良野町	新たな農業担い手育成等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新卒等就農者 ・新規就農予定者 ・新規就農者 ※町内に住所を有する45歳未満の者、登録・認定が必要となります。	1. 研修学費支援事業：経営に必要な基礎的な知識・技術及び能力の取得を図るために「富良野緑峰高等学校農業特別専攻科」「道立農業大学校」に通学している2年間にかかる授業料、海外農事視察等の費用学費等を助成（上限あり） 2. 住居等支援事業：円滑な研修・就農を支援するために自ら居住するための住宅等にかかる家賃の1/2(上限2万円:24ヶ月以内)及び住宅整備費用(上限30万円:1回限り)について助成		上富良野町役場 農業振興課農業振興班 Tel (0167) 45-6984 http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/
30	中富良野町	中富良野町産業担い手サポート事業 ③家賃支援事業	1 事業実施主体 (1) 新卒等就農者 (2) 新規参入者 2 町内の賃貸住宅に入居し、研修支援助成事業により研修するもので、次に掲げる各号の要件を全て満たすもの (1) 既婚者 (2) 賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること。 (3) 当該賃貸住宅の家賃の滞納がないこと。 (4) 過去に当該補助事業による補助を受けていないこと。 3 提出書類 (1) 家賃支援事業補助金(農業・商工観光業)交付申請書(様式第7号) (2) 賃貸借契約書	月額の賃貸料にかかる経費50%の額(ただし、算出された月額賃貸料の額が円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)又は2万円のいずれか低い額に賃貸月数を乗じた額とする。 (研修支援助成事業期間内で24ヶ月を限度とする)	実施期間： 平成29～31年度	中富良野町役場 産業建設課 農政係 TEL：(0167)44-2123 FAX：(0167)44-2401

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
30	中富良野町	中富良野町産業担い手サポート事業 ④住宅整備支援事業	1 事業実施主体 産業担い手 2 住宅の増改築で、自己の居住の用に供する部分をリフォームしたもの 3 過去の当該補助事業及び新定住応援促進事業補助金による補助を受けていないこと。 4 提出書類 (1) 住宅整備支援事業補助金(農業・商工観光業)交付申請書(様式第8号) (2) 増改築にかかる設計図書 (3) 増改築にかかる対象経費の証明するもの	(1) 増改築にかかる対象経費の50%の額(ただし、算出された対象経費の額が1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てる。)又は、50万円のいずれか低い額とする。 (2) 補助金交付は、1回限りとする。 (3) 認定日から起算して3年までの申請とする。		
31	和寒町	新規就農対策事業	⑤新規参入農業研修者及び雇用就農による実践的農業研修を行う新規参入農業研修者	生活支援 ・研修期間中の家賃 全額補助(家賃補助の上限額20,000円/月、国等が行う家賃助成事業の対象となる場合はその差額を交付する。) ・研修期間中の上下水道料基本料金 全額補助		和寒町産業振興課農業振興係 TEL:0165-32-2423
32	下川町	新規就農者支援事業	一定期間農業技術を習得し、農業経営を開始する者で、新規就農者の認定を受けた者。	生活環境整備補助 生活、住宅環境の整備を行った場合の費用の1/2以内(上限50万円)を補助する。ただし、1世帯1回限りとする。 期間は新規就農者の認定を受けた年から5年以内。		下川町農務課 電話01655-4-2511

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
33	音威子府村	新規就農者確保対策事業	新規就農者、独立就農者 新規就農予定者	1. 経営自立奨励金～営農開始時に規則で定める事業等に係る農用地に係る農用地等の賃貸料の年額2分の1以内を、賃貸借開始年から5年間補助（特別な事由がある場合さらに5年間補助） 2. 経営自立奨励金～経営開始時に規則で定める事業等での農用地等の固定資産税相当額を賦課年から3年間補助 3. 経営自立安定補助金～経営開始時に借り入れた制度資金の償還利息の全額で50万円以内を償還5年以内で補助 4. 生活環境整備補助金～就農5年以内に住宅環境整備を行った場合に係る経費（合併処理浄化槽等の設置費用を除く）を整備費の2分の1以内で50万円を限度に補助（1世帯1回限り） 5. 営農実習助成金～実践的農業研修及び実習に要する経費として、月額25万円以内の2分の1を2年間補助 6. 営農実習住宅料等助成金～実践的農業実習期間中の住宅使用料及び冬期暖房費（住宅使用料の全額及び4月及び11月～3月まで月額2万円以内の暖房費を補助）		音威子府村役場経済課産業振興室農政係 電話 01656-5-3313 ホームページ http://www.vill.otoineppu.hokkaido.jp
34	留萌市	新規就農者支援助成金	新規就農者、新規就農予定者	住居支援：家屋の借上げについて、月額27千円を上限に家賃の1/2を助成。		留萌市役所農林水産課農政係 TEL：0164-42-1837
35	初山別村	新規就農者支援対策事業	20歳以上42歳未満	①研修支援金：年100万円 ②住宅料支援金：自己負担額の2分の1以内（月額15,000円上限） ③研修旅費支援金：自己負担額の2分の1以内（20万円限度） ④国民年金保険料支援金：自己負担額の2分の1以内 ⑤国民健康保険税支援金：自己負担額の2分の1以内 ※②～⑤については、1年間につき合計総額50万円限度		初山別村役場 経済課農林畜産係 Tel：0164-67-2211 http://www.vill.shosanbetsu.lg.jp/
36	浜頓別町	浜頓別町中山間地域直接支払制度 担い手支援要綱	新規就農者及び親元就農者	経営に従事してから5年間の間に住宅、施設、機械等の改修等に200万円を上限に補助		浜頓別町農業担い手育成センター nougyou@mail.town.hamatonbetsu.hokkaido.jp

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
37	中頓別	酪農研修受入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに農業経営を希望する者 ・概ね23歳以上40歳未満で、配偶者又は18歳以上60歳未満の同居親族を有する者 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研修手当の支給(月額150千円～180千円) 2. 冬期間暖房手当の支給(月額20千円 11月～3月) 3. 研修生用住宅又は公営住宅等を準備(住宅費等は研修生負担) 		中頓別町役場産業建設課 産業グループ Tel: 01634-6-1111 http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp/bunya/nougyou/
38	枝幸町	新規就農研修助成 乳牛導入助成	新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢が15歳以上40歳未満の者で、農業経営者になることに強い意志を有し、当町で新規就農者を目指す方。 ○月額15～20万円（研修期間は1年～2年）（家族構成による） ○研修時間は概ね8時間 ○休日：週1回（農繁期等季節により変動有り） ○宿泊先：担い手宿泊センター（水道光熱費込み・食事は自炊） 家賃：妻帯者用 20,000円/月 単身者用 15,000円/月 ○新規就農時に乳牛導入代金として100万円を助成。 		宗谷南農業協同組合 営農部営農課 Tel0163-62-1711
39	幌延町	新規就農研修支援事業	21歳以上38歳以下	<ul style="list-style-type: none"> ・研修手当：20万円/月（配偶者等がいる場合25万円） ・視察研修費助成：年2回まで旅費相当分 ・家賃助成：半額（上限1万円/月） ・交通費助成：月5千円 	募集期間：通年 募集人数：定めなし	幌延町産業振興課 TEL：01632-5-1113 sangyoshinko@town.horobobe.lg.jp
40	美幌町	美幌町新規就農予定者の 農業研修支援事業補助金	農業研修生 （新規就農予定者）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業研修補助金：新規就農予定者の農業研修期間内（6ヶ月以上3年以内）で月額15万円を補助。（ただし、農業次世代人材投資（準備型）事業の交付を受けた後） 2. 家賃補助金：農業研修生に対する家賃補助（月額35,000円以内） 		美幌町役場 経済部農政グループ 美幌みらい農業センター TEL:0152-75-2324

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
41	訓子府町	新規就農者等支援助成金	農家後継、新規就農者、第三者農業経営継承者	<p>本町は経営開始後の支援のみで、「就農研修」に対する支援制度はまだ無い。</p> <p>また、農家後継の場合には、自営農業に150日以上従事するようになった時点（1年目）で、就農祝金として1回限り1人当たり20万円を交付する制度も設けている。</p> <p>基本的には、経営開始後、国の青年就農給付金の受給を第一に、その需給を妨げない範囲で町単独支援を設定。（全て1経営体当たりの交付とし、以下の1～8までを合算した年間交付額の上限を200万円とする。）</p> <p>1. 経営開始時からの2カ年で入植祝金50万円ずつ交付（2カ年で100万円） 2. 経営開始時からの2カ年で運転資金助成として、月額5万円を上限に交付（経営開始後、概ね半年あるいは1年経過毎に一括支給）</p> <p>※以下の項目は状況に応じて交付 3. 経営開始から農用地の年間賃借料の1/2以内を5年間交付 4. 経営開始から農用地等の取得により借入した制度資金及び農協資金等の5,000万円を限度に、貸付利率の1/2以内を5年間交付 5. 新築住宅建設は1回限り100㎡を限度に、㎡当たり1万円以内を交付 6. 中古住宅購入は1回限り100㎡を限度に、㎡当たり5千円以内を交付 7. 宅地購入は1回限り100㎡を限度に、㎡当たり3千円以内を交付 8. 住宅賃借料は月額1万5千円を限度に、賃借料の1/2以内を5年間交付</p>		訓子府町農林商工課 TEL:0157-47-2116
42	音更町	農業後継者確保対策事業	町外の18歳から概ね40歳までの新規就農希望者（男女不問）	<p>本町への移住、就農に関心を持った方に対し、2泊3日程度の期間で短期農業体験の受入（宿泊費用や本町までの移動費用は自己負担）を実施。</p> <p>短期農業体験後、選考のうえ最大2年間の基礎研修（野菜栽培技術の習得など）を実施。</p> <p>研修期間中は、研修手当（125,000円/月）及び研修生活支援金（家賃補助21,000円/月）を支給するとともに、生活必需品（冷蔵庫等）を無償で貸与。</p> <p>研修生が単身者の場合は、町が十勝川温泉従業員住宅の利用を斡旋し、妻帯者等である場合は、JA木野（宅建）の協力により賃貸物件を紹介する。</p>		音更町農業再生協議会事務局 （音更町役場経済部農政課農政係） TEL：0155-42-2111
43	広尾町	新規就農希望者	25～35歳・妻帯者・結婚前提のパートナーがいること	研修期間中の住宅確保・青年就農給金等支援・研修施設の斡旋（個人農家・法人農家）		michihata@ja- hiro.nokyoren.or.jp

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
44	本別町	新規就農予定者支援事業	新規就農予定者	<p>1、営農実習奨励金 就農に必要な生産技術や経営管理方法等の習得に対する奨励金を月額15万円（新規就農予定者認定を受けた月から2年以内）</p> <p>2、家賃補助 営農実習中に居住する住宅の家賃補助 家賃の1/2（月額1万円限度）（新規就農予定者認定を受けた月から2年以内）</p>		<p>本別町役場農林課 TEL：0156-22-8126 FAX：0156-22-5950 E-mail nousei@town.honbetsu.hokkaido.jp http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/</p>
45	標茶町	標茶町新規就農者誘致特別措置条例	<p>就農時の年齢が概ね40才以下の心身ともに健康で自立した農業経営を営む能力と経験を有する者で、専業で配偶者若しくは同居の成人親族との家族経営を行う者、3名以上で農業共同経営を行う者又は農業法人構成員として新たに経営に参画する者</p>	<p>《新規就農研修生》</p> <p>①賃貸住宅の家賃助成 月額家賃の2分の1以内を助成。</p> <p>②交通費の助成 実習先までの距離が片道2km以上の場合、毎月の実習日数往復積算距離に10円を乗じた額を10,000円を限度額として助成。</p> <p>③研修経費助成 (1)研修及び実習を受けさせるにあたり実習生に対し加入する傷害保険又は労災保険の加入金額の3分の2以内を助成。 (2)各種研修会参加にあたりかかる経費であり、参加負担金、参加するための旅費等を助成。</p> <p>《新規就農者》 奨励金及び利子補給金</p> <p>①次の事業による農用地、農業用施設、乳牛及び農業用機械の賃借契約を締結している期間（原則5年以内）に係る賃借料の4分の1の奨励金（JAしべちかも同額支援）</p> <p>(1) 公益財団法人北海道農業公社が行う農地保有合理化事業 (2) 公益財団法人北海道農業公社が行う公社営農場リース事業 (3) 農業協同組合が行う農場リース事業 (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定等促進事業</p> <p>②経営開始後3年以内に取得した農用地及び農業用施設等に係る固定資産税相当額を、経営開始後最初に賦課された年度から起算して5年間の助成</p> <p>③農業経営に必要な農用地及び施設等の取得並びに家畜等を導入するため、経営開始の属する年度から5年間に借入れした農業関係制度資金に対して、個人経営については5,000万円、共同経営については、8,000万円を限度として、その利息に対し借入年度から5年間、定められた利率のうち年2.5%以内の額を利子を補給。</p> <p>④経営継承型就農支援として継承資産額の8分の1相当額の助成。</p> <p>就農一時金</p> <p>①新規就農のための準備に要する費用として、一経営体あたり100万円の新規就農準備金を交付。（JAしべちかも同額交付。）</p>		<p>標茶町農林課農業企画係 http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/</p>

■居住・住居支援（平成29年度）

No.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援措置の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先
46	別海町	新規就農者定住継承事業	新規就農者	離農跡地へ新規就農する際の住宅・施設の改修費用に対する助成 上限100万円		別海町農政課 http://betsukai.jp TEL0153-75-2111
47	標津町	新しい農業経営者づくり 事業	○研修希望者 ・研修時の年齢が概ね40 歳未満で、就農時に配偶 者を有する又は有するこ とを見込む者、かつ研修 後、町内において5年以 上継続して就農する意思 のある者	新規就農を希望する者に対し、指導農業士等の先進農家において 最長2年間農業経営に必要な技術・知識等の研修を行ない、研修期 間中、次の内容を支援する。 ・住宅料助成 住宅料の1/2助成(助成限度額 15,000円/月) ・傷害共済加入料助成 研修期間の共済加入料(助成限度額 20,000円/年間)		標津町農林課 電話0153-82-2131 http://www.shibetsutow n.jp/ 標津町農業協同組合 営農部営農生活課 電話0153-85-2121 http://www.ja- shibetsu.com/